

金沢地方裁判所委員会（第10回）議事概要

1 開催日時

1 1月5日(月)午後1時30分～午後3時40分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

伊藤数子委員，沖野美智子委員，小倉正三委員長，神野善一委員，倉田慎也委員，倉田千恵子委員，清水光男委員，柘植洋一委員，富木昭光委員，西田登喜子委員，宮下亮委員，山腰茂広委員，吉池浩嗣委員

（オブザーバー）

堀内満刑事部総括裁判官

（事務担当者）

若山事務局長，河合民事首席書記官，長谷川刑事首席書記官，橋本総務課長，織田総務課課長補佐

4 意見交換のテーマ

裁判員制度について

5 進行

(1) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(2) 次回の意見交換のテーマ

追って決定

(3) 次回開催期日

平成20年6月3日(火)午後1時30分～3時30分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(は委員長の発言・ は委員の発言・ はオブザーバー等の発言)

裁判員制度について

一つの事件で二、三日かかるということですが、裁判員に不測の事態が生じて法廷に出席できなくなった場合には、どうなるのですか。

補充裁判員で対処することになりますが、それでも足りない場合には裁判員選任からやり直す必要が生じます。

裁判員制度は、刑事事件だけを対象にしているのですか。

刑事事件のうち、重大な事件だけが裁判員制度の対象となります。

裁判員選任と審理の日程は、別となる予定なのですか。

現段階では、審理初日の午前中に裁判員選任手続を行う予定です。また審理は連日的開廷となります。選任と審理を別の日にする案もあるのですが、選任と審理を分けると都合の悪い人もいますので、その点については検討中です。

裁判員になる適性を審査する段階はあるのですか。

理由を示さない不選任という手続がありますが、頭から適性なしとすることはないとされます。

被告人と遠戚関係にあるなど、いろいろな利害がある候補者がいると思われるのですが、どこかで「はじく」段階はないのですか。

チェックは難しいだろうと思われます。

裁判員制度導入のメリットについてお聞きしたいのですが。

裁判が国民にわかりにくくブラックボックス化していること、裁判自体が長いこと、あんな軽い刑でいいのかなど、裁判が国民の意識から離れているのではないかという批判があります。そこで民主主義の表れとして、民事裁判に比較して、国民に身近な犯罪を裁く刑事裁判に国民が参加することに裁判員制度の意義があるのだと理解しています。

個人的見解ですが、裁判官は選挙で選ばれていないわけですから、裁判は民

主的基盤が薄いわけですね。しかし、治安を守るという観点から見たときには刑事裁判は一つの公共財と考えられる。金沢でも夜回りなどの防犯活動は身近なところでやっているわけですが、いざ犯罪が起こったら、あとは専門家に任せるという意識だと思います。これでは問題があるわけで、裁判員制度で有罪、無罪というところまで国民の皆さんに参加していただいて、国民全体で治安を守っていこうというところに裁判員制度の意義があるのだと思います。

先進80か国は陪審制度、参審制度など何らかの形で国民が司法参加しています。お金もかかるし、3日も休んで大変ですが、裁判の結論だけがいいというのではなく、裁判全体としての正統性を獲得するために専門家が素人に説明責任を負う、ひいては、そういうことによってプロの健全さを保つというような観点から見ていただきたいと思います。

最初に聞いたときは、裁判員というと、「断れない」感じでしたが、やわらかい感じになってきた感じがします。

重大犯罪の裁判について、責任を持つのは気が重いですね。

評議の際に判例などの資料は示されるのでしょうか。

お示ししますし、説明もいたします。

勉強会を行うなどして、裁判員制度に理解を示している経営者や会社はあるのですか。

勉強会までは聞いたことはありませんが、裁判員制度に伴う休暇の枠組の整備を行っている会社はあります。

うちの社員に当たったら、是非参加させたいと思いますが、6週間前ではなく二、三か月前には言ってもらいたいですね。

以 上